

カッコソウを守りましょう



カッコソウという植物を知っていますか。カッコソウは、サクラソウの仲間で、世界で鳴神山（桐生市とみどり市）周辺だけに生育します。大変希少な植物で、春のこの時期に、ピンク色のかわいらしい花を咲かせます。

かつては普通に見られた植物ですが、現在では、山でその姿を見かけることはまれになってしまいました。平成24年5月に絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（通称：種の保存法）により国内希少野生動植物種に指定されたことから、無許可でのカッコソウの採取・売買・譲渡（売る・あげる・貸す／買う・貰う・借りる）が禁止されています。

以前からお持ちのカッコソウを、ご自宅の庭などで育てることは違法ではありませんので、桐生の宝でもあるカッコソウを大切に育ててください。また、ご家庭などでカッコソウを育てている人で、保全活動にご協力いただける場合はぜひ、お知らせください。

問い合わせ＝自然観察の森（☎65 - 6901）

浄化槽設置補助金・貸付金

浄化槽の新設または転換を希望する人に、補助金の交付と設置資金の貸し付けを行います。

募集件数＝予算の範囲内（先着順）

※対象となる浄化槽には条件がありますので、下水道課までお問い合わせください。

申込期限＝12月17日（金）

問い合わせ＝下水道課維持係（☎内線752）

補助金限度額

浄化槽の種類		5人槽	7人槽	10人槽
補助金	新設	69,000円	90,000円	117,000円
	転換	252,000円	291,000円	360,000円
貸付金限度額		500,000円以内（無利子）		

※転換の場合、エコ補助金10万円を加算

ふるさとキラキラフェスティバルで使用した花を配布

ふるさとキラキラフェスティバルで会場を飾った花を、イベント終了後、市民の皆さんに配布します。

※1人1回限りで、手で持ち出せる分のみ

期日＝5月29日（土）・30日（日）※少雨決行

時間＝午前10時～午後3時※無くなり次第終了

場所＝新川公園

持ち物＝軍手、移植ごて、袋、トレーなど

問い合わせ＝公園緑地課緑化推進係（☎内線283）

第37回市民梅狩り参加者募集

期日＝6月6日（日）※雨天決行

時間＝午前9時から（受付は、午前8時30分から南公園管理事務所前で行います。）

※必ず参加決定の返信はがきをお持ちください。

場所＝南公園内梅林

対象＝市内に居住する人

募集人数＝350人（抽せん）

費用＝1人300円（2キログラムまで）

申し込み＝往復はがきで5月10日（月）まで（当日消印有効）に、南公園管理事務所（〒376 - 0013 広沢町五丁目4716 - 11）へ。「市民梅狩り参加申し込み」と記入のうえ、①住所、②氏名（参加者全員）、③参加人数（4人まで）、④電話番号を記入してください。応募は1グループ1枚まで。返信はがきの表面には代表者の住所と氏名を記入し、裏面には何も記入しないでください。

※新型コロナウイルスの感染状況によっては、中止になる場合もあります。

問い合わせ＝南公園（☎52 - 3456）



企業版ふるさと納税を募集

企業版ふるさと納税とは、国の認定を受けた地方公共団体の地方創生プロジェクトに対して企業が寄附を行った場合に、法人関係税から税額控除される仕組みです。

寄附金額の最大約9割が税額控除され、例えば、100万円の寄附を行うと実質的な企業負担は約10万円になります。

また、^{エスディーズ}SDGs達成などの社会貢献により、企業のイメージアップにもつながります。寄附を募集し

ている事業などは、市ホームページでお知らせしています。

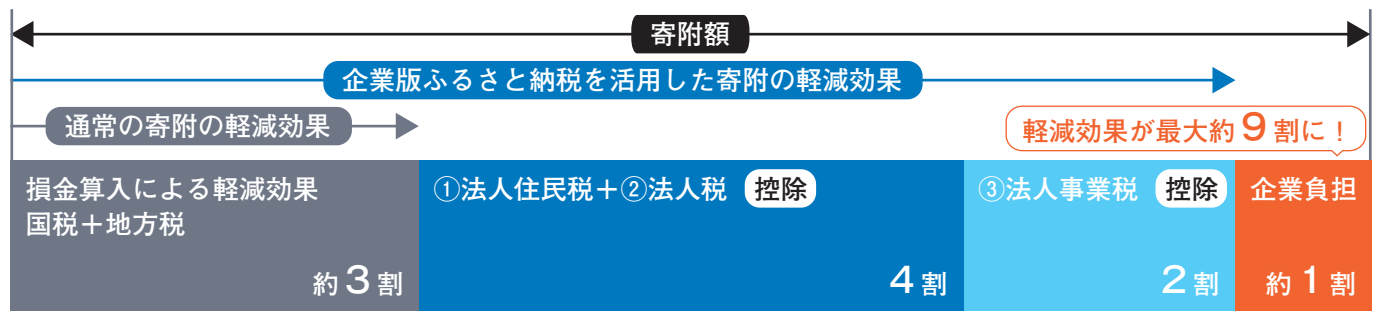
寄附の要件

- ①寄附額が10万円以上であること
- ②市内に本社を置いていないこと
- ③寄附を行うことの代償として、経済的利益を伴わないこと

問い合わせ＝企画課企画戦略担当（☎内線524）



◀企業版ふるさと納税ホームページ



スポーツ振興くじ助成金を活用し、森エンジニアリング桐生スタジアムを整備



独立行政法人日本スポーツ振興センターによるスポーツ振興くじ助成金を活用し、森エンジニアリング桐生スタジアム（陸上競技場）のフィールドを整備しました。

問い合わせ＝スポーツ・文化振興課スポーツ振興担当（☎内線659）

第12回手づくり布の絵本 全国コンクール作品募集

11月に有鄰館で開催するコンクールの作品を募集します。

対象＝小学生以上のアマチュアの人

申し込み＝9月24日（金）から10月16日（土）までに、制作した布の絵本を、直接または郵送（必着）で、手づくり布の絵本全国コンクール実行委員会事務局（〒376-0022稲荷町1-4図書館内）へ。募集要項は図書館と市ホームページにあります。

問い合わせ＝図書館（☎47-4341）



短期集中介護予防サービスで生活機能の改善をしましょう

介護が必要な状態にならないように、保健・医療の専門職による、生活機能の改善・維持を目的とした短期集中型の介護予防サービス（桐生市通所型サービスC事業）を行います。

自宅で検温し、37.5度以上または平熱より1度以上高い場合や、息苦しさや風邪の症状などがある場合には参加できません。

対象＝要支援1・2の人か、基本チェックリストを実施し該当となった事業対象者※基本チェックリストは、健康長寿課（市役所1階）、新里・黒保根支所市民生活課、各地域包括支援センターで実施できます。

場所＝青年の家（仲町一丁目）

期間＝7月13日から9月21日までの毎週火曜日 ※8月31日を除く

時間＝午後1時30分～3時

内容＝柔道整復師による運動機能向上のための運動や講話※送迎要相談

募集人数＝15人（先着順）

費用＝介護保険負担割合証に応じて、1回につき、事業費（3,500円）の自己負担分（1～3割）

申し込み＝担当ケアマネジャーに相談のうえ、利用申請書とケアプランを直接、健康長寿課（市役所1階）へ。申請用紙は同課と市ホームページにあります。

問い合わせ＝健康長寿課長寿支援係（☎内線557）

黒保根地区の地域おこし協力隊員を委嘱

黒保根地区で観光振興やまちの魅力の情報発信に活躍していただく河野尚子^{かみのたかこ}さんを「地域おこし協力隊」として委嘱しました。

河野さんは、黒保根地区の自然や歴史、文化などの特色ある観光資源をはじめ、埋もれたまちの魅力を発掘・活用しながら、地域の活性化に結びつく活動を行います。

問い合わせ＝黒保根支所市民生活課庶務・税務係（☎96 - 2111）



「地域に貢献できる活動を積極的にしていきます」と意気込む河野さん

避難行動要支援者名簿作成のための調査

市では、台風や大雨、地震などの大きな災害が起こったときに、家族の援助が受けられない人や自分で避難することが難しい人を「避難行動要支援者」として事前に登録し、いざという時に地域で支援を受けられる体制作りを進めています。

対象＝下記の①から⑤までのいずれかに該当し、在宅の人

- ①65歳以上の一人暮らしの人
- ②介護保険の認定区分が要介護度3・4・5の人
- ③身体障害者手帳1級または2級の交付を受けている人
- ④療育手帳A判定の交付を受けている人
- ⑤その他、支援を必要としている人

令和2年3月1日から令和3年2月28日までに新たに①から④のいずれかに該当した人については、4月上旬までに通知を郵送しました。そのうち、同封した登録申請書兼登録個別名簿の返送のなかった人は、名簿作成のため、各地区の民生委員が訪問調査します。

⑤に該当する人で登録を希望する場合は、福祉課（市役所1階）、新里・黒保根支所市民生活課で受け付けます。

問い合わせ＝福祉課社会福祉係（☎内線271・285）

氏名	住所	代理人氏名
	桐生市	

登録申請書

第6回 桐生・みどり未来創生会議

3月25日（木）、みどり市笠懸公民館交流ホールで「第6回桐生・みどり未来創生会議」を開催しました。会議では、これまで協議してきた、両市で取り組む7つの連携テーマに関する13件の連携事業について、実施成果や進捗状況が報告されました。

現委員の任期は3月31日をもって終了しますが、桐生・みどり未来創生会議は、令和3年度以降も継続して開催することが確認されました。

今後の会議は、委員の選任や会議の実施方法などを両市で調整した後に開催する予定です。

問い合わせ＝広域連携推進室広域連携推進担当（☎内線386）



これまで協議された連携テーマなど

連携テーマ	連携事業名など
①公共交通	・両市バス交通の相互乗り入れポイントの拡充 ・両市の主要施設や観光施設をつなぐ広域バスの導入（中長期的取り組み）
②観光	・桐生・みどり・日光周遊観光モニターツアー事業 ・桐生・みどり春の花リレー事業
③防災・防犯	・災害時協力体制の見直し・強化 ・青色回転灯装備車両による防犯パトロール、防犯情報メール配信
④教育・学校間連携	・黒保根地区（小中学校）と東地区（小中学校）との連携 ・教師間の研修連携
⑤水資源・森林資源を活用した連携	・こども未来環境教室（仮） ・森林経営管理制度の推進及び森林GISの構築 ・林業体験イベントにおける連携
⑥スポーツに関する連携	・小学生ナイター陸上競技教室の共同開催 ・ポッチャ普及（体験・交流等）事業の共同実施
⑦公共施設の相互利用	生活圏を共にする両市民の利便性を考え、必要に応じて両市で協議、検討します。

特定外来生物クビアカツヤカミキリにご注意ください

クビアカツヤカミキリによる被害が、昨年、市内において、11か所28本の桜の木で確認され、今後も被害が拡大するおそれがあります。

また、桜だけでなく、梅、桃などに産卵し、幼虫が樹木の内部に侵食するため、倒木などの被害があります。被害拡大防止のため、成虫を発見した場合はその場で捕殺してください。

発見した場合は、ご連絡を

発見した場合や発生が疑われる場合は、可能な範囲で写真を撮り、公園緑地課までご連絡ください。

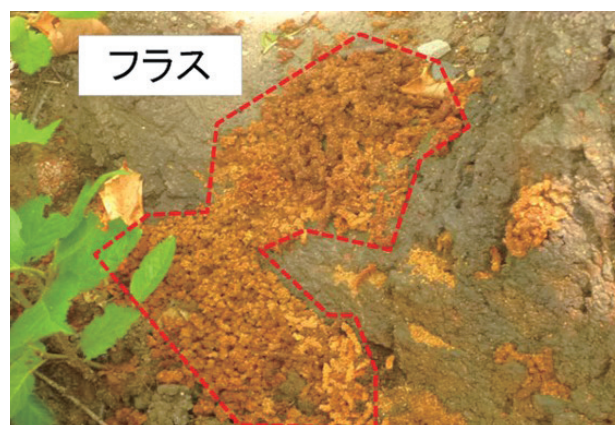
なお、法律により、飼育や生きたままの運搬、販売、野に放つなどの行為は禁止されています。詳細は、市ホームページをご覧ください。

特徴

- ・成虫は25～40ミリメートル程度
 - ・体全体は光沢のある黒色、胸部（首部）が赤色
 - ・成虫は5月下旬から8月上旬までに現れる
 - ・幼虫が侵食した樹木からは大量のかりんとう状のフラス（木くずや排せつ物からなる）を排出する
- 問い合わせ＝公園緑地課緑化推進係（☎内線765）



クビアカツヤカミキリ



農地利用最適化推進委員を募集



農地利用最適化推進委員を募集します。応募状況については、途中経過および結果を市ホームページで公表します。

業務内容＝担い手への農地利用の集積、集約化、遊休農地発生防止解消、新規参入の促進など、農地利用などの最適化の推進活動

担当区域＝黒保根地区

任期＝委嘱の日から令和5年7月19日まで

応募資格＝農業に関する識見を有し、農地などの利用における最適化の推進に関する事項、そのほか農業委員会の所管に属する事項に関して、職務を適切に行うことができる人

募集人数＝1人※定員を超えた場合、営農状況、地域などを考慮し選考

申し込み＝5月13日（木）から6月11日（金）までに、推薦書か応募書を、直接、農業委員会事務局（市役所3階）へ。推薦用紙、応募用紙は市ホームページにあります。

問い合わせ＝農業委員会事務局（☎内線570）

「前向きな事業のたたみ方相談窓口」を設置

事業者にとって廃業することは大きな決断ですが、今は第三者に事業を引き継いでもらうなどのケースも増えています。一人で悩まず、専門家に想いを相談してみませんか。

相談窓口の特長＝秘密厳守・無料の相談窓口です。群馬県事業承継・引継ぎ支援センターの専門家が相談に応じます。

相談の流れ

①申し込み

次の3つの機関が相談を受け付けています。直接または電話でお申し込みください。

- ・商工振興課（市役所3階、☎内線563、月～金曜日の午前8時30分～午後5時15分）
- ・桐生商工会議所（錦町三丁目、☎45-1201、月～金曜日の午前8時30分～午後5時15分）
- ・Kiricos^{キリコス}桐生（宮前町二丁目、☎0120-536-109、月～金曜日の午前9時～午後7時※土・日曜日（午前9時～午後5時）も受け付けています。）

②日程調整

群馬県事業承継・引継ぎ支援センターの専門家から連絡が来ますので、相談日時と場所を決めてください。

③相談

相談日当日にご自身の想いをご相談ください。

問い合わせ＝商工振興課商業金融担当（☎内線563）

桐生市立小中学校適正規模・適正配置審議会委員を募集

より良い教育環境の構築と質の高い学校教育の実現を目指し、小・中学校における学校規模の適正化や将来を見据えた学校配置のあり方、少子化に対応した魅力ある学校づくりなどについて検討するため、桐生市立小中学校適正規模・適正配置審議会の委員を募集します。

会議は、年4回程度で、平日の昼間に開催（1回につき2～3時間程度）します。

応募資格＝次の全てを満たす人

①市内に居住している／②応募締切日時時点で18歳以上／③少子化に対応した教育環境の構築と質の高

い学校教育の実現に関心を有している

募集人数＝2人以内

申し込み＝5月20日（木）までに、申込書を直接または郵送（当日消印有効）、Eメールで教育未来室（市役所4階、〒376-8501桐生市役所、kyoikumirai@city.kiryu.lg.jp）へ。申込用紙は、同室、新里・黒保根支所と市ホームページにあります。

選考方法＝提出された申込書を委員選考会で審査し、選出します。

任期＝委嘱から答申まで（答申は令和4年度中の予定）

問い合わせ＝教育未来室教育未来係（☎内線686）

市有地を売却

売却物件は9件で、下表のとおりです。

申し込み＝5月10日（月）から24日（月）まで（土・日曜日を除く）に、申込用紙に必要事項を記入し、直接または郵送（当日消印有効）で、財政課（市役所3階、〒376-8501桐生市役所）へ。申込用紙と案内書は、同課と市ホームページにあります。

売却方法＝入札により購入者を決定します。購入希望者がいない場合、6月21日（月）から令和4年3月31日（木）までの期間、随時売却します。

問い合わせ＝財政課財産活用担当（☎内線547・554）



(物件番号8小梅町の宅地)

市有地売却物件一覧

	所在地	用途地域	地目	地積		最低入札価格
				平方メートル	坪	
1	浜松町二丁目 77 - 30	準工業	宅地	147.51	44.62	4,830,000 円
2	宮本町一丁目 1286 - 5 外5筆	商業	宅地	831.70	251.58	18,800,000 円
3	相生町四丁目 316 - 2	準工業	宅地	1,231.79	372.61	11,580,000 円
4	相生町四丁目 330 - 6	準工業	宅地	401.23	121.37	4,980,000 円
5	梅田町二丁目 48 - 1	第一種住居	雑種地	904.00	273.46	8,050,000 円
6	天神町二丁目 578 - 6 外3筆	第一種住居	雑種地	2,696.49	815.68	31,710,000 円
7	桜木町 1382 - 24 外1筆	近隣商業	宅地	336.74	101.86	11,290,000 円
8	小梅町 99 - 11	準工業	宅地	353.26	106.86	9,900,000 円
9	小梅町 205 - 5	準工業	宅地	200.91	60.77	5,150,000 円

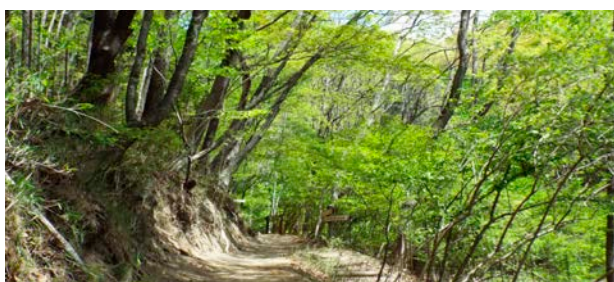
※坪面積は、平方メートル面積に0.3025を掛けて算出し、端数処理したものです。

自然観察の森エリア規制

野鳥繁殖期に伴い、閉鎖エリアを設けます。進入禁止の看板を付け、うかい案内をします。

期間＝5月10日（月）から6月28日（月）まで
※延長の可能性あり

問い合わせ＝自然観察の森（☎65-6901）



閉鎖エリア

